

(別添－ 1 )

- 渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約【平成 29 年 10 月 1 日施行】

(別添－ 2 )

- 鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約【平成 29 年 10 月 1 日施行】

(別添－ 3 )

- 利根川上流域栃木県減災対策協議会規約【平成 29 年 10 月 1 日施行】

(別添－ 4 )

- 久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約【平成 29 年 10 月 1 日施行】

## 渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約

## (設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、渡良瀬川流域における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、渡良瀬川流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、一級河川秋山川、袋川、その他渡良瀬川流域における県が管理する一級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項

## (連絡会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 会長は県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4にある機関をオブザーバーに置く。
- 5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 6 連絡会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について会長が協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるもののほか、連絡会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 本協議会及び連絡会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会長が協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 連絡会は非公開とし、連絡会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成29年 5月30日から施行する。

この規約は、平成29年10月 1日から施行する。

別表1【協議会構成員】

栃木県知事  
足利市長  
栃木市長  
佐野市長  
栃木県 県土整備部 次長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長  
栃木県 県土整備部 河川課長  
栃木県 栃木土木事務所長  
栃木県 安足土木事務所長  
気象庁 宇都宮地方气象台長

別表2【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

別表3【連絡会構成員】

足利市 総務部 危機管理課長  
栃木市 総務部 危機管理課長  
佐野市 行政経営部 危機管理課長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 栃木土木事務所 次長  
栃木県 安足土木事務所 次長  
気象庁 宇都宮地方气象台 水害対策気象官

別表4【連絡会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

## 鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約

## (設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、鬼怒川・小貝川上流域における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市町、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川上流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、一級河川田川、小貝川(県管理区間)、五行川、その他鬼怒川・小貝川上流域における県が管理する一級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項

## (連絡会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 会長は県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4にある機関をオブザーバーに置く。
- 5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 6 連絡会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について会長が協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるもののほか、連絡会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 本協議会及び連絡会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会長が協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 連絡会は非公開とし、連絡会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成29年 5月30日から施行する。

この規約は、平成29年10月 1日から施行する。

## 別表1【協議会構成員】

栃木県知事  
宇都宮市長  
日光市長  
小山市長  
真岡市長  
下野市長  
上三川町長  
益子町長  
市貝町長  
芳賀町長  
塩谷町長  
高根沢町長  
栃木県 県土整備部 次長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長  
栃木県 県土整備部 河川課長  
栃木県 宇都宮土木事務所長  
栃木県 日光土木事務所長  
栃木県 真岡土木事務所長  
栃木県 栃木土木事務所長  
栃木県 矢板土木事務所長  
気象庁 宇都宮地方気象台長

## 別表2【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所  
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所



別表3【連絡会構成員】

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長  
日光市 行政経営部 総務課長  
小山市 消防本部 危機管理課長  
真岡市 市民生活部 安全安心課長  
下野市 市民生活部 安全安心課長  
上三川町 総務課長  
益子町 総務部 総務課長  
市貝町 総務課長  
芳賀町 総務企画部 総務課長  
塩谷町 総務課長  
高根沢町 地域安全課長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 宇都宮土木事務所 次長  
栃木県 日光土木事務所 次長  
栃木県 真岡土木事務所 次長  
栃木県 栃木土木事務所 次長  
栃木県 矢板土木事務所 次長  
気象庁 宇都宮地方气象台 水害対策気象官

別表4【連絡会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所  
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所

## 利根川上流域栃木県減災対策協議会規約

## (設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「利根川上流域栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、利根川上流域における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市町、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、利根川上流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、一級河川思川(県管理区間)、黒川、姿川、永野川、巴波川(県管理区間)、その他利根川上流域における県が管理する一級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項

## (連絡会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 会長は県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4にある機関をオブザーバーに置く。

- 5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 連絡会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について会長が協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるもののほか、連絡会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 本協議会及び連絡会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会長が協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 連絡会は非公開とし、連絡会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規約は、平成29年10月 1日から施行する。

別表1【協議会構成員】

栃木県知事  
栃木市長  
佐野市長  
鹿沼市長  
小山市長  
下野市長  
壬生町長  
野木町長  
栃木県 県土整備部 次長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長  
栃木県 県土整備部 河川課長  
栃木県 鹿沼土木事務所長  
栃木県 栃木土木事務所長  
栃木県 安足土木事務所長  
気象庁 宇都宮地方気象台長

別表2【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所  
独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所

別表3【連絡会構成員】

栃木市 総務部 危機管理課長  
佐野市 行政経営部 危機管理課長  
鹿沼市 総務部 危機管理課長  
小山市 消防本部 危機管理課長  
下野市 市民生活部 安全安心課長  
壬生町 総務部 総務課長  
野木町 総合政策部 総務課長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 鹿沼土木事務所 次長  
栃木県 栃木土木事務所 次長  
栃木県 安足土木事務所 次長  
気象庁 宇都宮地方気象台 水害対策気象官

別表4【連絡会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所  
独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所

## 久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約

## (設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、久慈川・那珂川流域における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市町、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、久慈川・那珂川流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、一級河川那珂川(県管理区間)、余笹川、箒川、蛇尾川、荒川、逆川、その他久慈川・那珂川流域における県が管理する一級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーに置く。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項

## (連絡会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 会長は県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表4にある機関をオブザーバーに置く。

- 5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 連絡会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について会長が協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるもののほか、連絡会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 本協議会及び連絡会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会長が協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 連絡会は非公開とし、連絡会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成29年 6月 2日から施行する。

この規約は、平成29年10月 1日から施行する。

別表1【協議会構成員】

栃木県知事  
大田原市長  
矢板市長  
那須塩原市長  
さくら市長  
那須烏山市長  
茂木町長  
那須町長  
那珂川町長  
気象庁 宇都宮地方気象台長  
栃木県 県土整備部 次長  
栃木県 県民生活部 危機管理課長  
栃木県 県土整備部 河川課長  
栃木県 真岡土木事務所長  
栃木県 矢板土木事務所長  
栃木県 大田原土木事務所長  
栃木県 烏山土木事務所長

別表2【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所



別表3【連絡会構成員】

大田原市 総合政策部 危機管理課長  
矢板市 市民生活部 危機対策班長  
那須塩原市 総務部 総務課長  
さくら市 総務部 総務課長  
那須烏山市 総務課長  
茂木町 総務課長  
那須町 総務課長  
那珂川町 総務課長  
気象庁 宇都宮地方気象台 水害対策気象官  
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 真岡土木事務所 次長  
栃木県 矢板土木事務所 次長  
栃木県 大田原土木事務所 次長  
栃木県 烏山土木事務所 次長

別表4【連絡会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所